

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成30年9月6日(2018.9.6)

【公表番号】特表2017-532428(P2017-532428A)

【公表日】平成29年11月2日(2017.11.2)

【年通号数】公開・登録公報2017-042

【出願番号】特願2017-527544(P2017-527544)

【国際特許分類】

C 08 F 216/14	(2006.01)
C 08 F 8/00	(2006.01)
C 08 G 63/181	(2006.01)
C 08 G 59/14	(2006.01)
C 08 H 8/00	(2010.01)
A 61 L 9/01	(2006.01)
C 09 D 129/04	(2006.01)
C 09 D 5/00	(2006.01)
C 09 D 171/00	(2006.01)
C 09 D 167/02	(2006.01)
C 07 C 47/58	(2006.01)

【F I】

C 08 F 216/14	
C 08 F 8/00	
C 08 G 63/181	
C 08 G 59/14	
C 08 H 8/00	
A 61 L 9/01	H
C 09 D 129/04	
C 09 D 5/00	Z
C 09 D 171/00	
C 09 D 167/02	
C 07 C 47/58	

【手続補正書】

【提出日】平成30年7月26日(2018.7.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

様々なポリマーおよびテルペノイド化合物も、オゾン濃度を制御するために使用されてきた。例えば、二重結合基を含有するゴムオレフィンポリマーは、電子写真複写機から発生するオゾンを分解するために使用されている。オゾンを分解することのできるテルペノイド化合物、例えばリナロール、リナロールエステル、シトラールなども様々な溶液およびゲル中で使用されている。その上、多様な有機材料を含有するペイントも提案されている。しかし、分解効率は実際に使用できるほど高くはない。さらに、オゾンの分解後に生じる副生成物は、これらの例で十分に特徴付けられていない。そのため、これらの副生成物への曝露が人の健康に影響を及ぼすかどうか、および環境への悪影響があるかどうかは不明である。

この出願の発明に関連する先行技術文献情報としては、以下のものがある（国際出願日以降国際段階で引用された文献及び他国に国内移行した際に引用された文献を含む）。

（先行技術文献）

（特許文献）

- （特許文献 1）米国特許第 4, 336, 356 号明細書
- （特許文献 2）イスラエル特許第 577, 445 号明細書
- （特許文献 3）英国特許出願公開第 592, 254 号明細書
- （特許文献 4）米国特許第 4, 328, 337 号明細書
- （特許文献 5）米国特許第 4, 673, 707 号明細書
- （特許文献 6）米国特許出願公開第 2012/0183594 号明細書
- （特許文献 7）米国特許出願公開第 2011/0087046 号明細書
- （特許文献 8）仏国特許出願公開第 2617845 号明細書